

佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：佐久市勤労者体育館、東地区社会体育館、内山地区社会体育館、大沢地区社会体育館、
浅間体育センター、野沢体育センター、田口体育館、切原体育館、旧臼田小第1体育館、
旧臼田小第2体育館、浅科多目的屋内運動場、布施体育館、春日体育館

会場 (全面)	時 間	料金区分						
		入場料を徴収しない 場合		入場料を徴収する場合		営利又は営 業を目的に 使用	ス ポ ー ツ 団 体 が 使 用 す る 場 合	スポーツ 団体以外 が使用する 場合
		アマチュ アスポー ツに使用	アマチュ アスポー ツ以外に 使用	アマチュ アスポー ツに使用	アマチュア スポーツ以 外に使用			
アリーナ (片面使用 の場合、施設 使用料は、半 額になりま す。)	午前 9 時から正午まで	1, 250 円	3, 770 円	3, 770 円	11, 310 円	25, 140 円		
	正午から午後 3 時まで	1, 250 円	3, 770 円	3, 770 円	11, 310 円	25, 140 円		
	午後 3 時から午後 5 時まで	830 円	2, 510 円	2, 510 円	7, 540 円	16, 760 円		
	午後 5 時から午後 7 時まで	830 円	2, 510 円	2, 510 円	7, 540 円	16, 760 円		
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	1, 040 円	3, 140 円	3, 140 円	9, 420 円	20, 950 円		
	全日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	3, 140 円	9, 420 円	9, 420 円	28, 280 円	62, 850 円		

電気料	施設名	料 金	施設名	料 金	
	佐久市勤労者体育館	1時間：310円	浅科多目的屋内運動場	1時間：520円	
	東地区社会体育館		布施体育館	1時間：310円	
	内山地区社会体育館		春日体育館		
	大沢地区社会体育館				
	浅間体育センター				
	野沢体育センター				
	臼田体育センター				
	田口体育				
	切原体育館				
	旧臼田小第1体育館				
	旧臼田小第2体育館				

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の3倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあっては、2倍）に相当する額とする。
- 2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの使用をいう。
- 3 時間で定める使用料について、使用時間が1時間未満のときは、1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。
- 4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。
- 5 体育館を午前9時以前に使用する場合の使用料は、1時間当たり（その使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。）、当該体育館の午前の使用料の午前9時から午前10時まで使用した場合に相当する額とし、午後9時30分以降に使用する場合は、1時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後8時30分から午後9時30分まで使用した額に相当する額とする。ただし、午前9時以前又は午後9時30分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。